

(証券コード：3472)

2020年2月4日

投資主各位

東京都中央区日本橋本町三丁目3番4号
大江戸温泉リート投資法人
執行役員 今西文則

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2020年2月21日（金曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約第41条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2020年2月25日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所： 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ1階
ソラシティ カンファレンスセンター（室名 Room C）
（末尾の第3回投資主総会会場のご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：監督役員2名選任の件

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本通知を発出した日から本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://oom-reit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である大江戸温泉アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人が上場以来掲げてきた、温泉・温浴関連施設をはじめとする多様な余暇活用型施設に対する投資を行うという本投資法人の投資方針をより明確にするため、また、今後宿泊のための施設の態様、あり方がさらに多様化すると見込まれることを踏まえ、本投資法人の投資方針について変更を行うものです（変更案第12条第1項関連）。
- (2) 法令番号を除き、暦年の表記を和暦から西暦とする変更を行うものです（変更案第34条第3項及び別紙2. (1) 関連）。
- (3) 本投資法人においては、現行規約第41条において、投信法第93条に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（互いに相反する趣旨の議案を除く。）について賛成するものとみなす旨を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。この点、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論を契機に、みなし賛成制度について、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人の支配構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、みなし賛成制度が適用されることにより必ずしも投資主全体による熟議を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される可能性があり、投資法人の運営が滞りなく行われている限り投資法人の運営全般について基本的・包括的な了承を与えるのが一般的という投資主像を踏まえて導入されているみなし賛成制度がその本来の趣旨とは異なる結果をもたらす可能性があるとの問題意識を持つに至りました。このような問題意識に基づき、上記のような視点から、また、法令上、反対投資主に投資口買取請求権等による保護が与えられているかという観点も踏まえ、特に重要と考えられる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続に基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合

及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです（変更案第41条第3項及び第4項関連）。

(4) 本投資法人の資産運用会社に対する報酬について、合併報酬に関する規定を新設する等所要の変更を行うものです（変更案別紙1. (3)、(4)、(5)及び(6)並びに2. (5) 関連）。

(5) その他必要な字句の修正のために、所要の変更を行うものです（変更案第29条関連）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第12条（投資方針）</p> <p>1. 本投資法人の投資対象である不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主たる用途は、旅館（和式の構造及び設備を主とする宿泊施設をいう。以下同じ。）、ホテル（洋式の構造及び設備を主とする宿泊施設をいう。以下同じ。）、温浴施設（温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設をいう。以下同じ。）、リゾート施設（余暇等を利用して行うスポーツ、レクリエーション等の活動の機会を提供する施設をいう。以下同じ。）及びアミューズメントパークその他の<u>レジャー</u>施設（これらの複合用途を含む。）とする。</p> <p>2.～4.（省略）</p> <p>第29条（資産運用会社に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う資産運用報酬の額の計算方法及び支払時期は、本規約の一部を構成する<u>別紙1</u>に定めるとおりとする。</p> <p>第34条（投資主総会の招集及び開催）</p> <p>1.～2.（省略）</p> <p>3. 投資主総会は、<u>平成30年</u>2月5日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの2月5日及び同日以後遅滞なく招集される。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>4.（省略）</p>	<p>第12条（投資方針）</p> <p>1. 本投資法人の投資対象である不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主たる用途は、旅館（和式の構造及び設備を主とする宿泊施設をいう。以下同じ。）、ホテル（洋式の構造及び設備を主とする宿泊施設をいう。以下同じ。）<u>その他の宿泊の用に供され、又は供されることが可能な施設、並びに</u>、温浴施設（温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設をいう。以下同じ。）、リゾート施設（余暇等を利用して行うスポーツ、レクリエーション等の活動の機会を提供する施設をいう。以下同じ。）及びアミューズメントパークその他の<u>余暇活用型</u>施設（これらの複合用途を含む。）とする。</p> <p>2.～4.（現行どおり）</p> <p>第29条（資産運用会社に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う資産運用報酬の額の計算方法及び支払時期は、本規約の一部を構成する<u>別紙</u>に定めるとおりとする。</p> <p>第34条（投資主総会の招集及び開催）</p> <p>1.～2.（現行どおり）</p> <p>3. 投資主総会は、<u>2018年</u>2月5日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの2月5日及び同日以後遅滞なく招集される。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>4.（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第41条（みなし賛成） 1. ～2.（省略） （新設）</p> <p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 1. 資産運用報酬の計算方法 資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬I、運用報酬II、取得報酬<u>及び</u>譲渡報酬から構成されるものとする。</p>	<p>第41条（みなし賛成） 1. ～2.（現行どおり） 3. <u>前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。</u> (1) <u>執行役員又は監督役員の選任又は解任</u> (2) <u>資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u> (3) <u>解散</u> (4) <u>投資口の併合</u> (5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u> 4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p> <p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 1. 資産運用報酬の計算方法 資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬I、運用報酬II、取得報酬、<u>譲渡報酬及び合併報酬</u>から構成されるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が資産を取得した場合において、その取得価格に対して、1.0% (ただし、資産運用会社の定める利害関係人等取引規程に定義される利害関係人等から取得した場合は、0.5%) を上限として本投資法人と資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額 (ただし、取得した各資産に関して計算される金額が500万円に満たない場合は、取得した資産1件当たり500万円) を取得報酬とする。</p> <p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が資産を譲渡した場合において、その譲渡価格 (ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。) に対して、1.0% (ただし、資産運用会社の定める利害関係人等取引規程に定義される利害関係人等に譲渡した場合は、0.5%) を上限として本投資法人と資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額を譲渡報酬とする。</p>	<p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が資産を取得した場合 <u>(ただし、本項第(5)号に定める合併により資産を承継する場合を除く。)</u> において、その取得価格に対して、1.0% (ただし、資産運用会社の定める利害関係人等取引規程に定義される利害関係人等から取得した場合は、0.5%) を上限として本投資法人と資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額 (ただし、取得した各資産に関して計算される金額が500万円に満たない場合は、取得した資産1件当たり500万円) を取得報酬とする。</p> <p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が資産を譲渡した場合 <u>(ただし、本項第(5)号に定める合併により資産が承継される場合を除く。)</u> において、その譲渡価格 (ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。) に対して、1.0% (ただし、資産運用会社の定める利害関係人等取引規程に定義される利害関係人等に譲渡した場合は、0.5%) を上限として本投資法人と資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額を譲渡報酬とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p>(5) <u>合併報酬</u></p> <p><u>本投資法人と他の投資法人との間の新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人となる場合及び吸収合併消滅法人となる場合のいずれも含む。）（以下「合併」と総称する。）において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、(i)当該他の投資法人との間で当該他の投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併又は新設合併を行ったときは、当該他の投資法人が保有する不動産関連資産及び不動産関連ローン等資産（不動産等に投資することを目的とする特定目的会社（資産流動化法に定めるものをいう。）、特別目的会社その他これらに類する形態の法人等に対する貸付債権等の金銭債権（以下「不動産関連金銭債権」という。）、不動産関連金銭債権に投資することを目的とする合同会社が発行する社債券及び不動産関連金銭債権を主として信託財産とする信託の受益権を総称していう。以下同じ。）のうち、本投資法人又は当該新設合併の新設合併設立法人が承継する資産の当該合併の効力発生時における評価額に対して、1.0%を上限として本投資法人と資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額を合併報酬とし、(ii)当該他の投資法人との間で当該他の投資法人を吸収合併存続法人とする吸収合併を行ったときは、当該他の投資法人が保有する不動産関連資産及び不動産関連ローン等資産のうち、当該合併によって当該他の投資法人が引き続き保有する資産の当該合併の効力発生時における評価額に対して、1.0%を上限として本投資法人と資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額を合併報酬とする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 備考 なお、今後本投資法人と資産運用会社との間で、運用報酬料率I及び運用開始営業期間の運用報酬IIの金額に関して合意する際には、当面想定する運用報酬I及び運用報酬IIの合計額が、当面想定する当該営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額の概ね1%の範囲内となるようにする。</p> <p>2. 資産運用報酬の支払時期</p> <p>(1) 運用報酬 I 運用報酬Iは、以下の時期に分割して支払われるものとする。</p> <p>① 直前営業期間の決算期から3か月後（運用開始営業期間については、平成28年9月末日） 直前営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額（ただし、運用開始営業期間については0とする。）に、直前営業期間の決算期から3か月後（運用開始営業期間については、運用開始日から平成28年9月末日）までの期間（以下「中間計算期間」という。）において取得した資産の取得価格に当該取得日から当該中間計算期間の末日までの実日数を当該中間計算期間の実日数により日割計算（1円未満切捨て）した金額を加え、さらに当該中間計算期間において譲渡した資産の譲渡時の帳簿価額に当該譲渡日から当該中間計算期間の末日までの実日数を当該中間計算期間の実日数により日割計算（1円未満切捨て）した金額を減じて得られる金額に、運用報酬料率 I を乗じた金額（1年365日として当該中間計算期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て）（以下「中間支払金額」という。）を支払う。</p>	<p>(6) 備考 なお、今後本投資法人と資産運用会社との間で、運用報酬料率I及び運用開始営業期間の運用報酬IIの金額に関して合意する際には、当面想定する運用報酬I及び運用報酬IIの合計額が、当面想定する当該営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額の概ね1%の範囲内となるようにする。</p> <p>2. 資産運用報酬の支払時期</p> <p>(1) 運用報酬 I 運用報酬Iは、以下の時期に分割して支払われるものとする。</p> <p>① 直前営業期間の決算期から3か月後（運用開始営業期間については、2016年9月末日） 直前営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額（ただし、運用開始営業期間については0とする。）に、直前営業期間の決算期から3か月後（運用開始営業期間については、運用開始日から2016年9月末日）までの期間（以下「中間計算期間」という。）において取得した資産の取得価格に当該取得日から当該中間計算期間の末日までの実日数を当該中間計算期間の実日数により日割計算（1円未満切捨て）した金額を加え、さらに当該中間計算期間において譲渡した資産の譲渡時の帳簿価額に当該譲渡日から当該中間計算期間の末日までの実日数を当該中間計算期間の実日数により日割計算（1円未満切捨て）した金額を減じて得られる金額に、運用報酬料率 I を乗じた金額（1年365日として当該中間計算期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て）（以下「中間支払金額」という。）を支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② 当該営業期間の決算期から1か月後 （運用開始営業期間については、<u>平成28年12月末日</u>） 当該営業期間の運用報酬Iの金額から、支払い済みの中間支払金額を減じた金額を支払う。</p> <p>(2)～(4)（省略） （新設）</p>	<p>② 当該営業期間の決算期から1か月後 （運用開始営業期間については、<u>2016年12月末日</u>） 当該営業期間の運用報酬Iの金額から、支払い済みの中間支払金額を減じた金額を支払う。</p> <p>(2)～(4)（現行どおり） <u>(5) 合併報酬</u> <u>当該合併の効力発生日の属する月の月末から3か月以内に支払う。</u></p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員今西文則から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第45条第1項第一文但書を適用し、就任する2020年2月25日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2020年1月21日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
いまにし ふみのり 今西 文則 (1956年11月12日)	1979年 4月	株式会社ニチイ（後に株式会社マイカルに社名変更、現イオンリテール株式会社） 管理本部 財務部
	1998年 3月	同社 財務企画室長
	2001年 3月	同社 経営企画室付部長
	2001年 9月	同社 経営改革本部 経営企画担当部長
	2001年10月	阪急電鉄株式会社 グループ経営本部 グループ政策推進室調査役
	2002年 4月	同社 不動産事業本部 不動産運用部調査役
	2004年 3月	阪急リート投信株式会社へ出向 取締役投資運用部長
	2004年10月	株式会社阪急ファシリティーズへ出向 経営統括室調査役
	2005年 4月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 経営企画部長
	2007年 2月	同社 リテール本部長
	2010年 9月	日本リテールファンド投資法人 執行役員
	2015年 8月	大江戸温泉ホールディングス株式会社 REIT準備室 室長
	2015年11月	大江戸温泉アセットマネジメント株式会社へ転籍 代表取締役社長（現任）
2016年 3月	本投資法人 執行役員（現任）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大江戸温泉アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員鈴木健太郎及び本行隆之から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第一文但書を適用し、就任する2020年2月25日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
1	すずき けんたろう 鈴木 健太郎 (1976年11月21日)	2001年10月 2006年10月 2007年11月 2014年 2月 2014年 6月 2014年 8月 2016年 3月	長島・大野・常松法律事務所 Debevoise & Plimpton LLP 経済産業省経済産業政策局産業組織課 柴田・鈴木・中田法律事務所（現任） ダイヤモンド電機株式会社 監査役 丸紅プライベートリート投資法人 監督役員（現任） 本投資法人 監督役員（現任）
2	ほんぎょう たかゆき 本行 隆之 (1976年11月7日)	1998年10月 2005年12月 2013年 1月 2014年 6月 2014年 7月 2014年11月 2016年 3月 2016年 3月 2016年 6月 2016年 6月 2016年12月 2017年 6月 2017年 7月	センチュリー監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人） 株式会社KPMG FAS シロウマサイエンス株式会社 取締役（現任） のぞみ監査法人 代表社員（現任） Hamee株式会社 監査役（現任） 株式会社Stand by C 取締役 株式会社Stand by C 京都 代表取締役（現任） 本投資法人 監督役員（現任） 株式会社ライトアップ 監査役（現任） 株式会社NHKビジネスクリエイト 監査役（現任） 株式会社みらいワークス 監査役（現任） 株式会社NHKアート 監査役（現任） 株式会社インフキュリオン・グループ 監査役（現任）

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令若しくは規約に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2020年2月25日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2020年1月21日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
<small>こんどう いくお</small> 近藤 郁雄 (1955年3月11日)	1979年 4月	株式会社ニチイ（後に株式会社マイカルに社名変更、現イオンリテール株式会社） 人事企画部 主任
	1984年 3月	同社 営業本部営業システム部 課長
	1989年 3月	同社 営業本部販売企画部 課長
	2001年10月	株式会社丸和運輸機関 西日本事業部配属 課長
	2002年 1月	同社 上場準備室 副室長
	2002年10月	同社 法務部（兼務：上場準備室） 部長
	2007年 2月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 コンプライアンス室 コンプライアンス・オフィサー
	2014年12月	株式会社スプリング・インベストメント コンプライアンス責任者 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
	2015年11月	大江戸温泉ホールディングス株式会社 REIT準備室 室長代理
	2015年11月	大江戸温泉アセットマネジメント株式会社 取締役 チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任）
2016年 4月	同社へ出向	

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大江戸温泉アセットマネジメント株式会社の取締役兼チーフ・コンプライアンス・オフィサーです。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

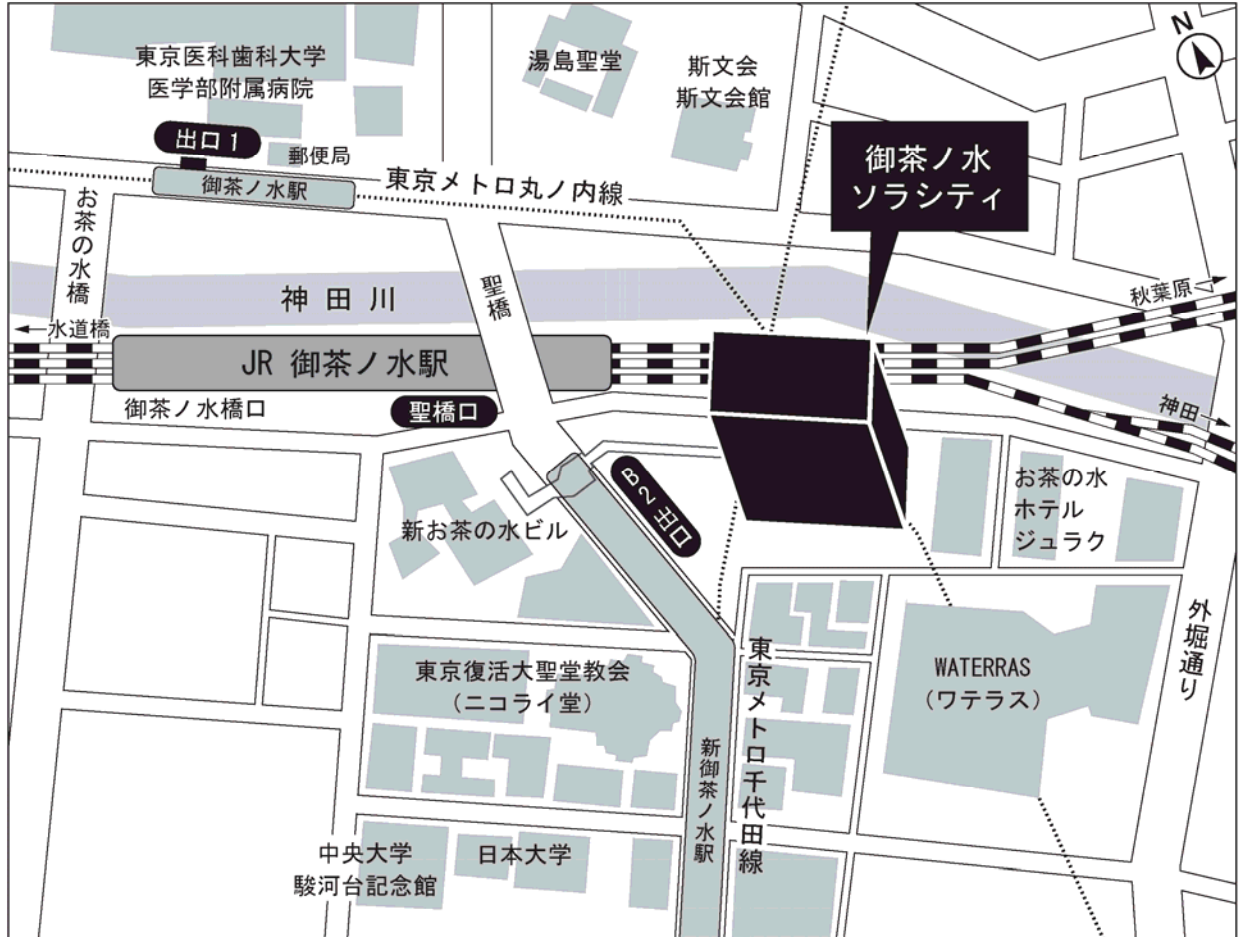
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第41条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第3回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ1階
ソラシティ カンファレンスセンター (室名 Room C)
連絡先 03-6206-4855



交通のご案内

- | | | |
|------------|----------|------------|
| ○JR中央線・総武線 | 「御茶ノ水駅」 | 聖橋口から 徒歩1分 |
| ○東京メトロ千代田線 | 「新御茶ノ水駅」 | B2出口【直結】 |
| ○東京メトロ丸ノ内線 | 「御茶ノ水駅」 | 出口1から 徒歩4分 |

※駐車場の準備はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際はご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。